

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

3 計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、都、他県を含む近隣区市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。(※)

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(※) 国民の協力はその自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。(国民保護法第4条)

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。(※※)

(※※) 「国際的な武力紛争において適用される国際人道法」とは、1949年のジュネーヴ諸条約、1977年のジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書等をいう。武力紛争等が生じた場合に、傷者、病者、難船者、捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員、宗教要員、文民等を保護することをいう。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

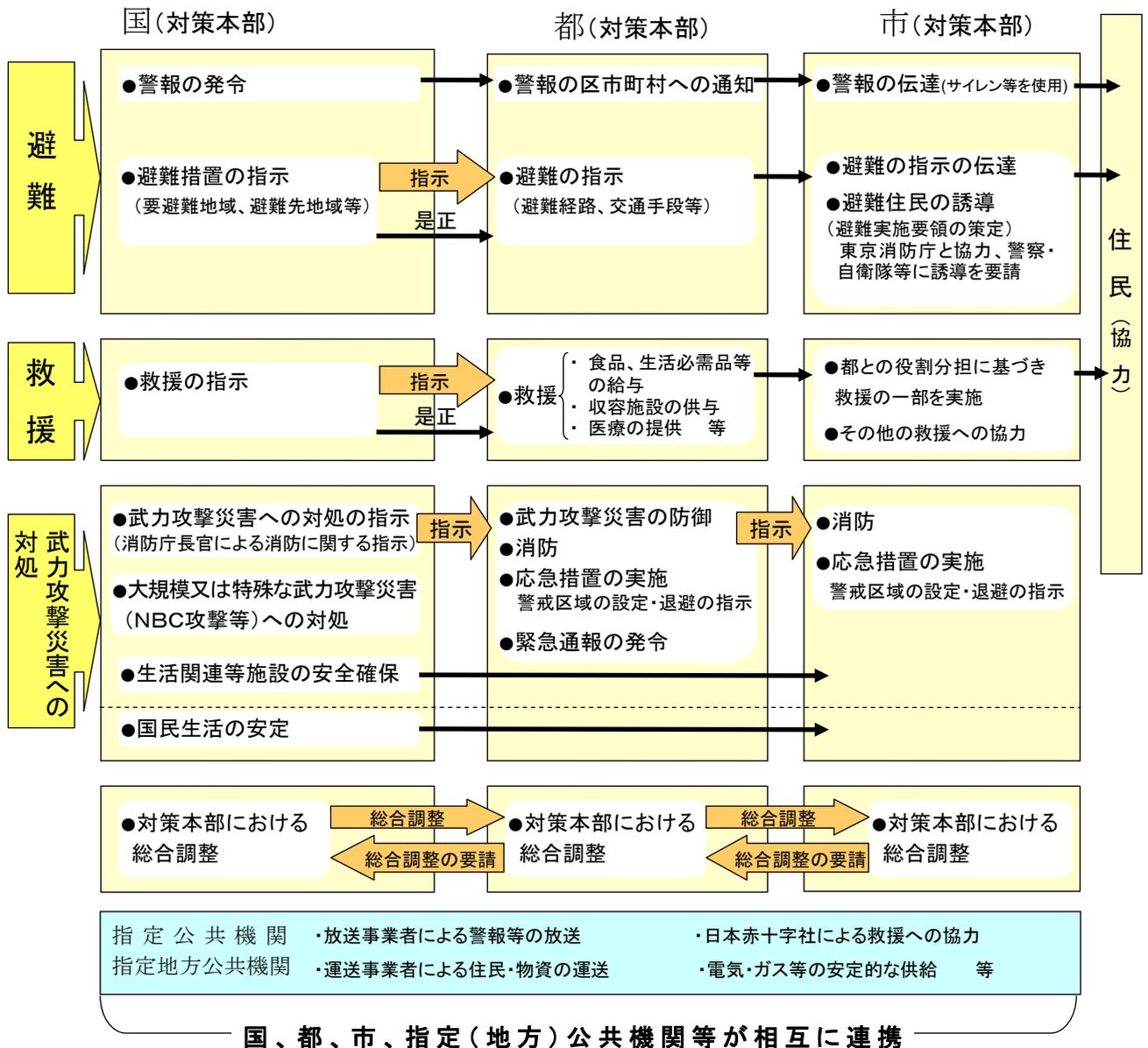
市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民保護に関する業務の全体像



○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
清 瀬 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 避難の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 10 消防団等の連携

○都の事務（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東 京 都	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○関係機関等

関係の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	武力攻撃事態等における国民保護措置支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）に関すること。
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者	水の安定的な供給
郵便事業を営む者	郵便の確保
医療関係機関	医療の確保
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の警備及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置と面積

清瀬市は、東京都の北部にあり、東部は埼玉県新座市と境にし、西北は柳瀬川を境に埼玉県所沢市と相対し、西南は東京都東村山市および東久留米市と接している。市は東北より西南にかけて長い。

市役所の位置（世界測地系）		広ぼう [km]			面積 [km ²]
緯度	経度	東西	南北	周囲	
35度 47分 8秒	139度 31分 35秒	4.63	5.09	17.20	10.23

出典1：国土交通省ホームページ「位置参照情報ダウンロードサービス」（平成24年3月参照）

出典2：面積：平成26年全国都道府県市区町村別面積調（平成28年3月参照）

2 地形・地質

(1) 清瀬市は武蔵野台地の一角にあり、西の山麓からしだいに標高を低くし青梅の標高180mに始まって大地が東北の末に及ぶ大地の上の平坦部にある。市の範囲はおよそ6.5km×2.4kmの狭長の地で、その長軸は大地の傾斜と向きを同じくし、平坦とはいえ西高東低の地形である。西方の東村山市に接する付近（竹丘三丁目）では標高65mであるが、北東の埼玉県境に近い下宿三丁目では標高20mとなり、わずか6kmの間に40m以上の標高差がある地域である。

(2) 市内の地形は台地と低地に区分できるが、それぞれの特徴と地層との関係は以下のとおりである。

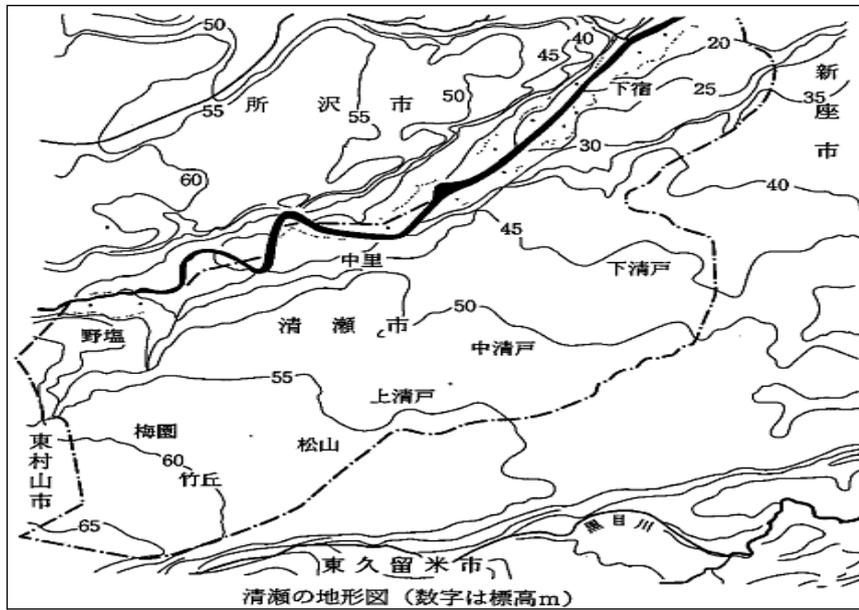
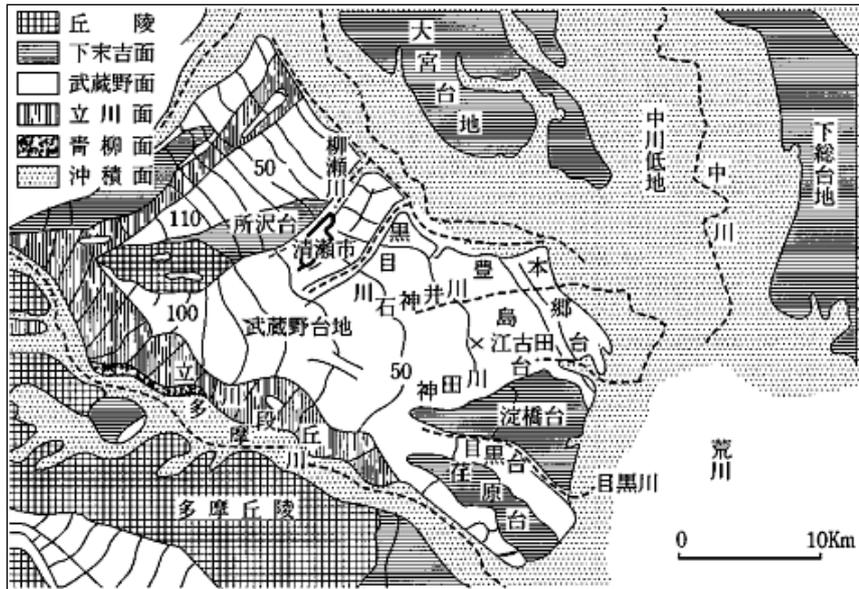
ア 台地

ごくわずかな沖積低地を除いて市域全体が洪積台地である。柳瀬川に面する中里、下宿地域集落部は柳瀬川の沖積低地より5～10m高く、清瀬旭が丘団地がのる台地より10～15m低い標高25～30mの中位のテラスになっている。団地がのる台地は下清戸、中清戸、上清戸から西武鉄道池袋線周辺の市街地へと続く広範な台地である。

この団地北側の崖面からみると6mほどのローム層が堆積し、以下は武蔵野礫層が堆積している。

イ 低地

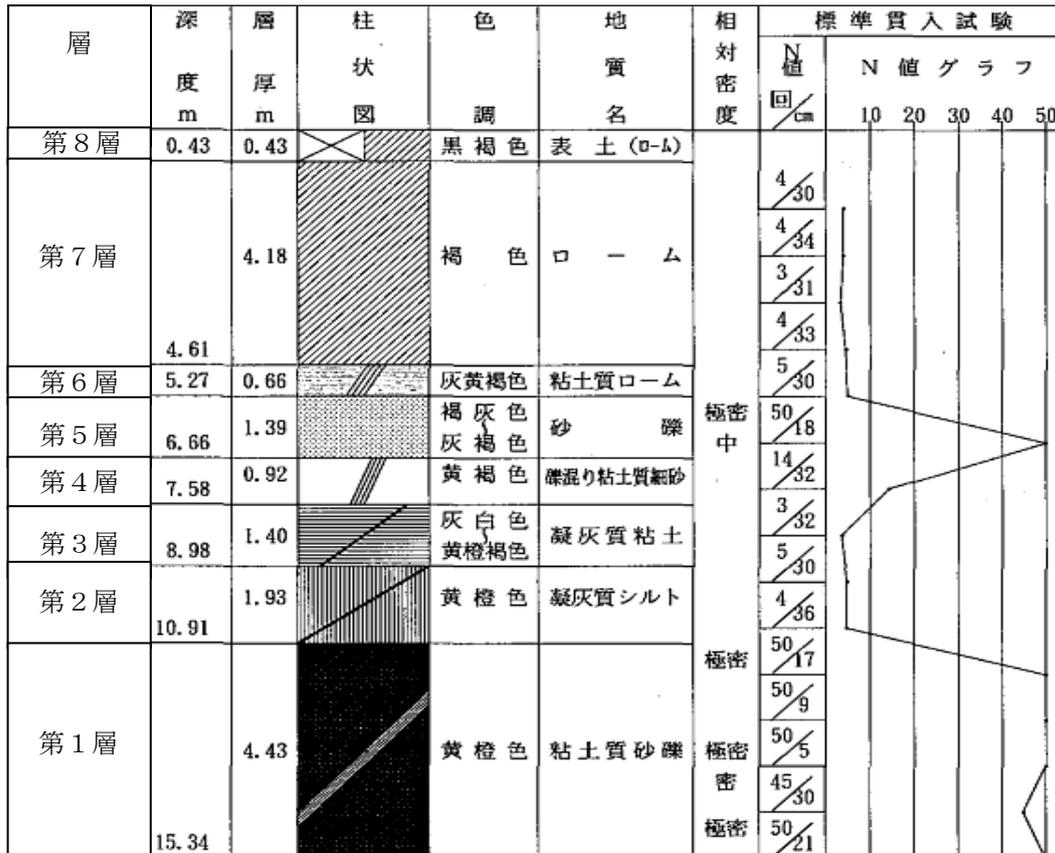
低地は、最も新しい地質時代である沖積世（1万年前～現在）に形成された地層（沖積層）によって特徴づけられる地域で、沖積低地と谷底低地の2つに区分できる。市域北部を流れる柳瀬川でごくわずかの沖積低地を市域に含む。



出典 1 : 清瀬市「清瀬市地域防災計画 (平成 8 年度修正 震災編・風水害等編)」
 出典 2 : 清瀬市ホームページ「市の概要」(平成 28 年 3 月参照)

- (3) 過去に清瀬小学校(中里五丁目)の敷地内で地質調査が行なわれ、地下 15m までの地層図が作成されたが、これによると地層は全部で八層からなっており、下から粘土質砂礫層(第一層)、凝灰質シルト層(第二層)、凝灰質粘土層(第三層)、礫混り粘土質細砂層(第四層)、砂礫層(第五層)、粘土質ローム層(第六層)、ローム層(第七層)、表土(ローム)層(第八層)の順で堆積している。

【清瀬小学校敷地内地質柱状図】



出典：清瀬市「清瀬市地域防災計画（平成8年度修正 震災編・風水害等編）」

3 気象

気象は温和で冬には北よりの乾いた北風が吹き低温で、春夏秋には、南からの風が吹き典型的な太平洋側の平野部の気候である。

出典：清瀬市「統計きよせ 平成二十三年度版」平成24年

4 河川

清瀬市内には、柳瀬川と空堀川が流れている。柳瀬川は、荒川水系新河岸川の一次支川。全長19.6km、流域面積95.5km²であり、新河岸川の支川流域で最大。空堀川は柳瀬川支流の1つで、全長15.0km、流域面積26.8km²である。

柳瀬川回廊の整備により、親しみと潤いのある水辺空間を持つ柳瀬川流域一帯を、河川や崖線の緑地を保全するだけでなく、流域の水辺、緑、親水施設、文化財を遊歩道デネットワーク化し、水と緑の回遊空間の創出を目指している。

出典1：柳瀬川流域水環境マスタープラン推進協議会「柳瀬川流域水環境アクションプラン～人と水とみどりがつながりあう魅力ある地域づくり～」平成21年3月（P.83）

出典2：清瀬市「第3次清瀬市長期総合計画 後期基本計画」平成21年3月（P.95）

5 人口

現在(令和2年1月1日時点)の人口は、74,636人である。過去昭和35年から40年にかけて大規模な団地の建設による急激な増加があり、その後は緩やかに増加傾向が続いている。平成に入ってから、横這い状態となっており、最近においては、高層マンション等の建設により増加傾向となっている。

(1) 年齢別人口(令和2年1月1日時点)

年齢別人口の推移を見ると幼年人口(0~14歳)はほぼ横這いで、全人口の12.0%を占めている。ただ、生産年齢人口が59.8%に減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は、全人口の28.2%となり、高齢化が進行している。

出典：清瀬市「統計きよせ 令和元年版」

(2) 高齢者人口(令和2年1月1日時点)

65歳以上の高齢者人口は、21,059人であり、増加傾向にある。要介護等認定人数も増加しており、4千2百人を超えている。

出典：清瀬市「統計きよせ 令和元年版」

(3) 児童人口(令和2年1月1日時点)

保育園児数は、1,460人であり、22の保育施設がある。学童クラブは、現在クラブ数が増え、19クラブあり、利用者は754人となっている。

出典：清瀬市「統計きよせ 令和元年版」

6 土地利用

昭和30年代の高度成長期以降、首都圏の近郊都市として、急激な人口増加により農地、山林の宅地化が進んできた。平成3年の生産緑地法の改正により、農地の87.1%が生産緑地地区となり、土地利用の変化は穏やかに推移している。平成19年現在は、宅地48.3%、農用地23.1%、道路・鉄道14.0%、森林・原野5.6%であり、宅地が最も多くの割合を占め、そのほとんどが住宅地で、その中には人口増加の主要因となった大規模な団地があり、住宅都市としての性格が強く表れている。

商店は、清瀬駅周辺と秋津駅周辺の一部に多くみられ、昔ながらの個人商店が多く、主要幹線道路沿いに商業地を形成している。農地は、市域の4分の1を占め、そのうち約82%が生産緑地として指定されている。また、けやき並木、屋敷林、緑地保全地域、病院街の広大な緑など、武蔵野の面影を残す緑や豊かな自然環境が多く残っている。

7 交通

(1) 鉄道

鉄道は、東京都心から放射状に延びる西武池袋線が市域の南西部を走り、東に清瀬駅、西に秋津駅がある。また、市域北部には、JR武蔵野線が通っている。この2線に加え、都市高速鉄道12号線(都営大江戸線)について、市域への延伸の要望、新駅の誘致を検討している。

出典1：清瀬市「清瀬市地域防災計画(平成18年度修正)」

出典2：清瀬市「第3次清瀬市長期総合計画 後期基本計画平成21年度~平成27年度」

(2) 道路

市内における主要幹線道路には、小金井街道と志木街道及び平成21年に開通した清瀬駅東側の立体交差を含む新小金井街道がある。さらに、その新小金井街道の清瀬橋方面へ延伸する都市計画道路の整備もはじまっており、主要幹線道路の更なる充実が図られている。

そのような中、東京都が平成19年に小金井街道と志木街道の一部を災害時の特定緊急輸送道路として指定しており、沿道の建物の早急な耐震化が求められている。

一方では、幹線道路以外に目を向けると、依然として、幅員4m未満のいわゆる「狭あい道路」や歩道の設置されていない道路が多くあり、災害時の緊急車両の通過や、火災の延焼防止も含め、拡幅及び幹線道路との道路ネットワークの形成や安全性が求められている。

出典1：清瀬市「清瀬市地域防災計画(平成18年度修正)」

出典2：清瀬市「第3次清瀬市長期総合計画 後期基本計画平成21年度~平成27年度」

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

* N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態^(*)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

事態類型	特 徴
<p>1 着上陸侵攻</p> <p>多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、わが国の国土を占領する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいとされる。 ○ 航空機による侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該 空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合 には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、 それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。

^(*) 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず突発的に被害が生ずることも考えられる。
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限された家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
<p>4 航空攻撃</p> <p>爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態^(**)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊（市内には、原子力事業所、石油コンビナート等上記の施設は存在しない。）
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

事態類型	特徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合は、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。（都内には原子力事業所等は存在しない。） ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
2 大規模集客施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次節の「NBCを使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。

^(**) 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

4 交通機関を破壊手段としたテロ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。
------------------	--

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。その場合の特徴は次のとおり。

種 別	特 徴
1 核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は通常では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
2 生物兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
3 化学兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

4 緊急処理事態に関する読替え

本計画における「武力攻撃事態等」には、緊急処理事態を含む。「緊急処理事態」の場合は、次表のように読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急処理事態の場合
対処基本方針	緊急処理事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急処理事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急処理事態対策本部長